

8 交通事件

(54)	県民相談（交通事故相談）	126
(55)	公益財団法人 広島県交通安全協会（広島県交通安全活動推進センター）	127
(56)	公益財団法人 日弁連交通事故相談センター広島県支部	127
(57)	公益財団法人 交通事故紛争処理センター広島支部	129
(58)	一般社団法人 日本損害保険協会	129
(59)	一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構	130
(60)	独立行政法人 自動車事故対策機構（NASVA）広島主管支所	130
(61)	公益財団法人 交通遺児等育成基金	131
(62)	公益財団法人 交通遺児育英会	132

（54）県民相談（交通事故相談）

交通事故で被害を受けた方の抱える様々な問題について、専任の相談員が、相談を受け付け、公正な立場から助言や問題解決の支援を行っています。

相談業務				
損害賠償請求，示談の進め方，保険の請求方法等について，面接，電話での相談を受け付けています。問題解決のための助言や，必要に応じて関係機関の紹介を行っています。				
【窓 口】				
名 称	住 所	電 話	日時（祝日，お盆，年末年始は変更する場合があります。）	
広島県生活センター	〒730-8511 広島市中区基町 10-52 農林庁舎 1 階	082-223-8811 (県民相談専用)	月曜日～金曜日 9:00～17:00 ※来所での相談の方は，16 時頃までにお越しください。	
東部地域県民相談室	〒720-0031 福山市三吉町 1-1-1	084-931-5522	月曜日～金曜日	9:15～16:00（12:00～13:00 は休み）
北部地域県民相談室	〒728-0013 三次市十日市東 4-6-1	0824-62-5522	月曜日～金曜日	※ 来所での相談の方は，15 時頃までにお越しください。

(55) 公益財団法人 広島県交通安全協会 (広島県交通安全活動推進センター)

都道府県公安委員会の指定を受けた法人であり、交通事故被害者等のために交通事故相談に応じています。

交通事故相談活動

交通事故の保険請求、損害賠償請求、示談等の問題解決のための助言や必要に応じて関係機関の紹介等を行っています。

【窓 口】

電話 082-941-7700

受付時間 月～金曜日 (祝祭日・年末年始を除く) 9:00～17:00

■ 公益財団法人 広島県交通安全協会 (広島県交通安全活動推進センター)

〒731-5108 広島市佐伯区石内南 3-1-1 広島県運転免許センター 5階

電話 082-941-7700 FAX 082-941-7701

ホームページ <https://www.hiroankyo.or.jp/>

広島県交通安全協会

検索



(56) 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター広島県支部

全国の弁護士会が協力する交通事故専門の相談所で、損害賠償額の算定等交通事故の民事上の法律問題について、弁護士による交通事故相談・示談あっせん・審査を無料で行っています。

面接相談

損害賠償責任者の認定、損害賠償額の算定、その他交通事故の民事上の法律問題等について弁護士が面接相談を行います。

また、損害賠償の交渉で相手方と話し合いがつかない時には、弁護士が双方の間に入り、中立・公正な立場で示談が成立するよう、示談あっせんも行っています。

示談あっせんの申出は、面接相談を行い、相談担当弁護士がその適否を判断します。

【対象要件等】

自賠責保険又は自賠責共済への加入を義務付けられている車両 (自動車損害賠償保障法第2条第1項) による国内での「自動車・二輪車」事故の民事関係の当事者

【窓 口】

相談所名	住 所	電 話
広 島	広島市中区基町 6-27 広島そごう新館 6階 紙屋町法律相談センター内	082-225-1600
呉	呉市中央 2-1-29 広島弁護士会呉地区会内	0823-24-6755
尾 道	尾道市新浜 1-12-4 弁護士会内	0848-22-4237
福 山	福山市三吉町 1-6-1 法律相談センター福山内	084-973-5900

電話相談

電話による事故相談を行っています。
 ただし、事故状況等を十分に把握できないおそれがありますので、簡単な事故相談に限ります。
 また、時間も10分程度でお願いしています。

【対象要件等】
 自賠責保険に加入することを義務付けられている車両（自動車損害賠償保障法第2条第1項）による国内での「自動車・二輪車」事故の民事関係の当事者

【窓 口】
 0120-078325（フリーダイヤル）
 受付時間 平日（祝・休日を除く） 10:00～16:30
 水曜は10:00～19:00と時間を延長して行います。
 （祝日・第5週を除く）
 PHS・IP電話からも相談のお電話を受け付けております。
 電話 03-3581-1770（平日10:00～12:30, 13:00～15:30）

※ 電話をおかけになったタイミングによっては、お住まいの地域の相談所だけでなく、遠方の各相談所に接続されることもございますので、その点御了承ください。

■ 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター広島県支部

〒730-8501 広島市中区基町6-27 広島そごう新館6階 紙屋町法律相談センター内

電話 082-225-1600 FAX 082-225-1616

ホームページ（日弁連交通事故相談センター） <https://www.n-tacc.or.jp/>

(57) 公益財団法人 交通事故紛争処理センター広島支部

交通事故の紛争の適切な処理と公共の福祉を目的として活動しています。

当事者間において、損害賠償等の問題について解決が図れないときに、公正・中立の立場で、無償で紛争解決の支援を行います。

法律相談・和解のあっせん

交通事故に遭われた方の面接相談を行い、弁護士や法律の専門家による交通事故の相談・和解のあっせん、審査を行います。

【対象要件等】

電話予約の際に案内します。

■ 公益財団法人 交通事故紛争処理センター広島支部

〒730-0032 広島市中区立町 1-20 NREG 広島立町ビル 5 階

電話 082-249-5421 FAX 082-245-7981

ホームページ (交通事故紛争処理センター) <http://www.jcstad.or.jp/>

(58) 一般社団法人 日本損害保険協会

損害保険会社を会員とする事業者団体で、わが国の損害保険業の健全な発展及び信頼性の維持を図ることを目的としています。

そんぽADRセンター「損害保険相談・紛争解決サポートセンター」

全国 10 か所に設置され、損害保険や交通事故に関する相談及び指定紛争解決機関として「苦情処理手続」及び「紛争解決手続」について対応しています。中国 5 県からの照会は、「そんぽADRセンター中国」にて対応しています。

【窓 口】

0570-022-808 (ナビダイヤル・通話料有料)

受付時間 月～金曜日 (祝・休日及び 12 月 30 日～1 月 4 日を除く) 9:15～17:00

■ 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽ ADR センター中国

〒730-0036 広島市中区袋町 3-17 シシンヨービル 12 階

直通電話 082-553-5201 (電話リレーサービス, IP 電話から)

ホームページ (日本損害保険協会) <https://www.sonpo.or.jp/>

[損保協会](#)

[検 索](#)



(59) 一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構

自賠責保険金・共済金の支払について、支払の適正化を図ることを目的として国から指定された紛争処理機関であり、被害者や自賠責保険・共済の加入者と保険会社・共済組合との間で生じた紛争に対して、公正かつ適確な解決を目指し、支払内容について調停事業を行っています。

また、自動車事故による被害者等からの相談対応の事業も行っています。

紛争処理	
	交通事故の当事者や保険会社・共済組合から提出された書類等を基に、弁護士、医師、学識経験者からなる紛争処理委員が支払内容について審査し、調停を行っています。 ※ 紛争処理に当たっての費用は原則として無料です。
相談業務	
	自動車事故による被害者等からの相談に対応しています。 【対象要件等】 自賠責保険、自賠責共済の支払いに関する事項に限ります。

■ **一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構**

- 本部 〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 3-4 龍名館本店ビル 11 階
- 大阪支部 〒541-0051 大阪府大阪市中央区備後町 3-2-15 モレスコ本町ビル 2 階
電話 0120-159-700 (フリーダイヤル月～金 9:00～12:00 13:00～17:00)
ホームページ <http://www.jibai-adr.or.jp/>

(60) 独立行政法人 自動車事故対策機構 (NASVA) 広島主管支所

人と車の共存を理念とし、自動車事故を防ぐ、自動車事故から守る及び自動車事故被害者を支える、「介護料支給」、「生活資金貸付」、「療護施設設置・運営」の支援を行っています。

介護料支給		
	自動車事故により脳、脊髄等に重い損傷を負い、常時又は随時の介護を要するなど一定の要件に該当する方に、介護サービス及び介護用品の購入等に要する費用を介護料として支給しています。 【対象要件等】	
	支給対象者	支給額(月額)
特Ⅰ種	Ⅰ種該当者のうち、一定の要件に該当する方	85,310 円～211,530 円
Ⅰ種(常時要介護)	自賠法施行令別表第一第1級第1号又は2号	72,990 円～166,950 円
Ⅱ種(随時要介護)	自賠法施行令別表第一第2級第1号又は2号	36,500 円～83,480 円
	※ 「自賠法」とは自動車損害賠償保障法のことです。	

生活資金貸付	
	<p>自動車事故により死亡または重度の後遺障害となった被害者の児童の健全な育成を図るため、生活状況が困窮していると認められる家庭の、中学校卒業までのお子様を対象に、生活資金の無利子貸付を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一時金 155,000 円 ・ 生活資金（月額） 10,000 円または 20,000 円 ・ 入学支度金 44,000 円（小・中学校入学時、希望者のみ貸付）
相談業務	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護料受給資格を有する方を対象に、在宅介護等に関する相談 <ul style="list-style-type: none"> ・ NASVA 広島主管支所 082-297-2255 ○ 交通遺児等の家庭の身近な生活全般にわたる問題の相談 <ul style="list-style-type: none"> ・ NASVA 広島主管支所 082-297-2255 ○ 交通事故に関する各種相談窓口，NASVA のサービスについてのご案内 <ul style="list-style-type: none"> ・ NASVA 交通事故被害者ホットライン 0570-000738 IP 電話からは 03-6853-8007 （土・日・祝日・年末年始を除く 9:00～17:00） ※ 「0570」はナビダイヤルの番号です（固定電話からは通常より低額な 3 分約 9 円の通話料でご利用できます。）

■ 独立行政法人 自動車事故対策機構（NASVA）広島主管支所

〒733-0036 広島市西区観音新町 2-4-25 第一菱興ビル 1 階

電話 082-297-2255 FAX 082-297-2251

ホームページ <https://www.nasva.go.jp/sasaeru/>

NASVA

検索



（61）公益財団法人 交通遺児等育成基金

交通遺児が損害賠償金等の一部を拠出して基金に加入し、基金が、その拠出金に国と民間の負担による援助金を加えて安全・確実に運用し、長期にわたり定期的に遺児の育成のための資金を給付する制度を行っています。

育成基金の給付

交通遺児が拠出した拠出金に国と民間の負担による援助金を加えて安全・確実に運用し、遺児が満 19 歳に達するまで定期的に育成資金の給付を行います。

※ 加入時の年齢により費用が異なりますので、詳しくはホームページをご覧ください。

【対象要件等】

交通事故により死亡された方の遺族であって、満 16 歳未満の児童かつ一定額の拠出金を拠出できる方

■ 公益財団法人 交通遺児等育成基金

〒102-0083 東京都千代田区麴町 4-5 海事センタービル 7 階

電話 0120-16-3611 又は 03-5212-4511 FAX 03-5212-4512

ホームページ <http://www.kotsuiji.or.jp/>

(62) 公益財団法人 交通遺児育英会

教育の機会均等を図り、社会有用の人材を育成することを目的として、交通事故が原因で死亡した方や著しい後遺障害がある方の子女等のうち、経済的な理由で修学が困難な方に学資を貸与しています。

奨学金の貸与

高等学校以上の学校に通うための学費を必要としている方に、奨学金を無利子で貸付きます。大学生や専修学校生は一部給付制度があります。

【対象要件等】

保護者等が自動車事故や踏切事故等、道路における交通事故で死亡、あるいは重い後遺障害のために働けず、経済的に修学が困難な生徒・学生であること(申込時 25 歳までの方)。

【窓 口】

応募資料請求：0120-52-1286 (フリーダイヤル), 03-3556-0773 (奨学課・直通)

■ 公益財団法人 交通遺児育英会

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-6-1 平河町ビル 3 階

電話 03-3556-0771 (代) FAX 03-3556-0775

ホームページ <https://www.kotsuiji.com>